高槻ラグビースクール規約

<名称>

第1条 この団体は、「高槻ラグビースクール」(以下「本スクール」という。)と称し、本部を運営委員長宅 に置く。

<目的>

第2条 本スクールは、ラグビーフットボール(以下「ラグビー」という。)の練習及び試合等の活動を通じて、スクール生に安全で、明るく、正しい運動の機会を与え、心身の健全育成とチームワークプレーによる規律等、協調性の発達を図ることを主な目的とする。

<活動>

- 第3条 本スクールは、前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の活動を行う。
 - (1)開校式・修了式
 - (2)ラグビーの練習及び試合並びに観戦
 - (3)野外活動(運営委員会において計画した合宿等)
 - (4) その他、本スクールの目的を達成するために必要な活動

<スクール生>

第4条 本スクールは、高槻市及びその近郊に在住する3歳以上の幼児、小学校児童、中学校生徒で、 運動に耐えうる健康を有し入会を認められた者(以下「スクール生」という。)を対象とする。

<コーチ及び運営組織>

- 第5条 コーチは、高槻市及びその近郊に在住する者で、運動に耐えうる健康を有していることが望まれる。
 - 2 コーチは、第2条で定めた目的に則した活動に従事しなければならない。
 - 3 コーチは、運営委員長が企画し運営委員会で定められた学年を担当し、学年毎に互選によりチーフコーチ及びサブチーフコーチを選出する。
 - 4 各学年チーフコーチは、第8条に定める運営委員を務め、運営委員会を組織する。また、子どもたちに対するコーチングについて担当し、本スクールのコーチング方針を各学年担当コーチに徹底させる。
 - 5 各学年サブチーフコーチは、チーフコーチの補助を行うものとする。

<入会>

- 第6条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を第8条第1項第1号に規定する校長に提出する。
 - 2 本スクール生の資格は、入会申込書の提出、会費の納入、日本ラグビーフットボール協会(以下日本協会という)選手登録及びスポーツ安全保険(以下「スポ安保険」という。)の加入手続きの完了をもって与えられる。入会後は、それぞれの年度における会費の納入をもって年度更新手続きが完了する。

- 3 コーチは、運営委員会において承認された後、校長より委嘱される。なお、コーチは会費の徴収 の対象としないものとする。
- 4 コーチは、委嘱後に日本協会新スタートコーチ資格を取得するものとし、大阪府ラグビーフットボール協会(以下大阪府協会という)ミニ・ラグビーレフリー資格を取得するよう努める。但し合格時の受講料、受験料は本スクールの負担とし、また諸事情により資格の取得が困難なコーチで校長が認めるものはこの限りではない。

<運営委員会>

第7条 本スクールに、第5条第3項の規定により運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第8条第1項第1号から同第 10 号に規定する運営委員と保護者会会長で組織する。
- 3 運営委員会は、合議制にて本スクールの運営を司る。

<運営委員>

第8条 本スクールには、次の運営委員役員を置く。

(1)校長 1名

(2) 運営委員長 1名(6年生チーフコーチ)

(3) 渉外委員(副運営委員長) 1名(5年生チーフコーチ)

(4)合宿委員 1名(4年生チーフコーチ)

(5)業務委員 1名(3年生チーフコーチ)

(6)総務委員 1名(2年生チーフコーチ)

(7)施設委員 1名(1年生チーフコーチ)

(8)広報委員 1名(幼年生チーフコーチ)

(9)中学部総務委員 1名(中学部チーフコーチ)

(10) その他、校長が必要と認める者(例 中学部監督、指導委員、安全委員等)。

<運営委員の責務>

第9条 校長は、本スクールを代表し総理する。

2 運営委員長は、6年生チーフコーチが担当するものとし、本スクール活動を総括する。主に、第5条で定められたコーチについて、担当学年のアサイン(割り当て)を企画するとともに、コーチの指導技術の向上、コーチ間の親睦・交流を図るなどコーチを総括する。

また、運営委員会の開催、スクール総会、運営・司会進行、保護者総会スクール活動報告及び 日本協会、関西ラグビーフットボール協会(以下関西協会という)、大阪府協会、高槻市ラグビーフットボール連盟(以下高槻市連盟という)及び公式大会の主催者と連絡調整を行い本スクール担当 者への伝達を行うものとする。

- 3 渉外委員(副運営委員長)は、5年生チーフコーチが担当するものとし、主催交流試合、招待交流試 合及び北摂大会の渉外を行うものとする。また副運営委員長として運営委員長の職務を助けるも のとする。
- 4 合宿委員は、4年生チーフコーチが担当するものとし、合宿の手配・調整及び運営を行うものとす

る。

- 5 業務委員は、3年生チーフコーチが担当するものとし、年間スケジュール予定表及び年間活動記録の作成、主催交流試合資料作成及び開校式、修了式、クリスマス会、主催交流試合開会式などの司会進行を行うものとする。
- 6 総務委員は、2年生チーフコーチが担当するものとし、スクール生・コーチ名簿の維持管理、・本スクールへの入会・退会の手続き、日本ラグビーフットボール協会への登録、スポ安保険の加入、高槻市連盟等関連団体への人員協力の配置・手配及び会計管理を行うものとする。
- 7 施設委員は、1年生チーフコーチが担当するものとし、高槻市連盟と施設利用に関する調整及び 事務、高槻市第三中学校・高槻市立丸橋小学校等の開放委員会に出席し、グランドの確保、スクー ルの用具、各学年のボール等用具、スクール生のジャージ・ヘッドキャップ調達を行うものとする。
- 8 広報委員は、幼年チーフコーチが担当するものとし、ホームページの管理、ラガーだよりの作成、 スクール生募集チラシ配布、ポスター掲示及び体験会(高槻市合同、高槻市 RF 連盟、三中)の手 配・運営を行うものとする。
- 9 中学部総務委員は、中学部チーフコーチが担当するものとし、中学部の運営(事務、会計等)を行うものとする。
- 10 この他、校長が必要と認めたものを委員とすることができる。
- 11 これらの委員は、状況により校長の判断により兼務を可能とする。

<運営委員の任期>

- 第10条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
 - 2 運営委員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選出又は指名しなければならない。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 選出及び指名の方法は第11条に準じる。

く役員の選任>

- 第11条 校長については、運営委員会で協議の上決定し、運営委員会が委嘱する。
 - 2 次期運営委員は、運営委員会が次期学年チーフコーチから第9条第2項から11項に従い選任する。

<総会>

- 第12条 総会は、本スクールの運営に関する最高決定機関としてコーチにより構成され、運営委員長が招集し、議長を務める。
 - 2 総会は、年度末に招集する。ただし、運営委員会において必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
 - 3 総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1)本期活動報告ならびに来期活動計画
 - (2)会計決算報告ならびに予算案の提案
 - (3)運営委員の改選

- (4)規約の改廃
- (5)その他必要事項
- 4 総会での決定事項は、必要に応じて保護者会に報告する。
- 5 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得るものとする。ただし、出席者には、委任状の数を含むものとする。なお賛否が同数の場合は、議長が決する。

<経理>

- 第13条 本スクールの経費は、会費、その他をもってあてる。
 - 2 本スクール運営に関わる出納及び通帳管理は、保護者会会則第7条第1項第4号に規定する会計 担当者(以下「会計」という。)に委嘱する。
- 3 本スクールの予算は、運営委員会において企画立案する。ただし、必要に応じて保護者会の意見を 参考にする。
- 4 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。なお、会計監査は、保護者会会則第7条 第1項第6号に規定する会計監査担当者に委嘱する。

く会費>

- 第14条 入会を認められたスクール生は会費を納入しなければならない。
 - 2 納入する会費は、次のとおりとする。
 - (1)年額金2万円とする。但し、小学部は6ヶ月毎(4月・10月)に金1万円を納入し、中学部は4月に金2万円を全納する。なお、兄弟で在籍する場合は、2人目からは年額金1万円とし、6ヶ月毎(4月・10月)に金5千円を納入する。
 - (2)年度の途中で入校する場合、年額は、月額金1,500円に在籍月数を乗じ、定額金1千円を加算した金額とし、前号に掲げる時期に請求に応じて納入する。なお、兄弟で在籍する場合、2人目からは、年額は、月額金750円に在籍月数を乗じ、定額金500円を加算した金額とし、前号に掲げる時期に請求に応じて納入する。
 - 3 徴収した会費は、次に掲げる用途に支出する。
 - (1)スポ安保険の加入
 - (2)日本協会等関係団体への選手及びチーム登録費
 - (3)大会参加費
 - (4)用具の購入
 - (5)交通費、通信費、事務費、弔慰
 - (6)第2条で定めた目的を達成するために必要な経費
 - (7)その他、運営委員会において必要と認められた経費
 - 4 既納の会費は返還しない。

く表彰>

- 第15条 この規定に定める表彰の対象は、本スクールにおいてコーチに10年以上従事し、スクールの 発展に功績があったと認められる者を本スクールの周年行事時に表彰する。
 - 2 前項に規定する者の資格決定等については、運営委員会で審議の上決定する。
 - 3 表彰は、感謝状とともに運営委員会で決定した記念品等を贈与する。

く資格の喪失>

- 第16条 本スクール生は、次のいずれかに該当するとき、その資格を失う。
 - (1)校長に退会を申し出たとき
 - (2)正当な理由がなく6ヶ月以上会費を滞納したとき
 - (3)本スクールの名誉を傷つけ、目的に反する行為があったと運営委員会で判断したとき
 - (4)第4条で定められた要件を満たさなくなったとき
 - 2 コーチは、次のいずれかに該当するとき、その資格を失う。
 - (1)校長に退会を申し出たとき
 - (2)本スクールの名誉を傷つけ、目的に反する行為があったと運営委員会で判断したとき
 - (3)第5条で定められた要件を満たさなくなったとき

<規約の改廃>

- 第17条 本規約及び別に定めた細則等の改正又は廃止については、運営委員会において審議し、総会に提案する。この審議内容は、改正又は廃止に至らなかった場合であっても速やかにコーチに報告しなければならない。
 - 2 コーチは、本規約及び別に定めた細則等の改正又は廃止について運営委員会に提案することができる。
 - 3 スクール生の保護者は、保護者会会長を通じて、第1項及び第2項の内容について報告を受け、 提案するができる。

<安全管理>

- 第18条 本スクールは、事故の未然防止に努め、次の措置を講じる。
 - (1)コーチ及び保護者会は、各自の判断と責任において本スクール生の健康・安全に最大限の注意を払う。
 - (2)万一事故が発生した場合には、速やかにとりうる最善の措置を講じるとともに、関係各所への連絡を行う。
 - (3)本スクールの活動中において、本スクール生に疾病、怪我等が発生し、緊急の手術、麻酔及び輸血等の治療行為が必要な場合、保護者との連絡が取れない場合に於いては、医師の判断に従うものとする。
 - 2 本スクールにおけるスポ安保険の加入と活動の制限は次のとおりとする。
 - (1)本スクール生はスポ安保険に加入したうえでなければ第3条で定めた活動をさせてはならない。但し、ラグビーを体験するために、一定期間、練習にのみ参加する場合は除くがコンタクトプレーは行わせないものとする。
 - (2)コーチは、スポ安保険に加入したうえでなければ指導を行ってはならない。
 - (3)本スクールは、コーチの安全管理知識向上の為、各種協会等が主催する講習会へ積極的に参加し、それに係る費用を一部負担する。
 - (4)第1号及び第2号のスポ安保険加入手続き、当該保険料は、本スクールが代行、負担する。
 - 3 本スクールの責任は、スポ安保険で規定される範囲において負う。

<個人情報の収集>

第19条 本スクール生及びその保護者並びにコーチに関する個人情報の収集は、本スクールに関する 情報の提供及び運営に関わる目的のために必要な範囲内で行う。

<個人情報の利用・提供>

第20条 本スクールに提供された個人情報は、本スクールの活動に限定して使用することとし、運営委員会の承諾なくそれ以外の目的に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

<個人情報の管理>

第21条 本スクールに提供された個人情報は、法令の規定及び本規約に基づいて適正な管理を行い、 漏洩防止等の安全対策に努める。

<細則の制定>

第22条 本規約に定めるものの他、本スクールの運営等に関し必要な事項は、別途細則として定める。

(附則)

- 1 2008年3月23日制定、同日施行
- 2 2009年3月15日改正、同日施行
- 3 2010年2月21日改正、同日施行
- 4 2012年2月26日改正、同日施行
- 5 2017年3月20日改正、同日施行
- 6 2020年3月22日改正、同日施行